

佐賀県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成二十二年三月十九日

佐賀県知事 古川康

一 実施の目的

牛海绵状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海绵状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林水産省令第三十五号）第九条第二項に定める方法による。

六 その他

検査の対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社（長崎県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二）に委託する。